

議 会 議 案 第 6 号

新居浜市議会の議決事件に関する条例の制定について

新居浜市議会の議決事件に関する条例を次のとおり制定する。

平成27年9月17日提出

新居浜市議会議員	山	本	健十郎
新居浜市議会議員	永	易	英 寿
新居浜市議会議員	篠	原	茂
新居浜市議会議員	真	木	増次郎
新居浜市議会議員	近	藤	司
新居浜市議会議員	加	藤	喜三男

新居浜市議会の議決事件に関する条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく新居浜市議会（以下「議会」という。）の議決すべき事件については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(議決すべき事件)

第2条 市長は、市が総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想（市政の基本的な重要事項について作成する計画をいう。）の策定、変更（軽微な変更を除く。）又は廃止をしようとするときは、議会の議決を経なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

口頭說明